

地方議会の意見書に対する関係行政庁等の誠実処理の義務付けを求める意見書

地方自治法（以下「法」という。）第99条では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と規定されています。この意見書は、議会及び議員が日々の政務活動や請願・陳情などにより、住民の意見・要望を広く把握したうえで提案され、議会の議決により提出されるものです。

しかし、それを受け取った行政庁等からは、現状やその対応についての報告・回答がなされていないのが実情であり、提出した意見書がどう処理されたのかを議会として知る術がありません。

平成5年の法改正により、自治体の首長や議長の全国的連合組織（知事会や議長会など）の国への意見具申制度が設けられ（法第263条の3第2項）、平成11年の法改正により、内閣の回答努力義務等が追加されたところです（法第263条の3第3項及び第4項）。しかし、その一方、法第99条に基づく意見書については、受理した行政庁等の処理について何ら規定されていません。

以上のことから、地方の意見を施策に反映し、地方自治体の自主性・自立性・独立性を確保するため、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 地方議会から提出された意見書について、関係行政庁等に意見書に係る回答義務を課し、国会に対するものにあつては、その内容の是非を審議することを明記するなど、法に基づく意見書の実効性を担保する方法を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年9月18日

伊 那 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣